

平成23年第4回野洲市議会臨時会 市提出案件

議案番号	件名	提出月日
報告第3号	委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	7月12日
報告第4号	委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	7月12日
議第52号	野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	7月12日
議第53号	区域外路線の認定の承諾について	7月12日

平成23年第4回野洲市議会臨時会 市提出案件概要

1 委任専決処分の報告 2件

□報告第3号 委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

道路冠水による自動車水没事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

○損害賠償額 77,850円

□報告第4号 委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

塗料スプレー缶の破裂による自動車への塗料付着事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

○損害賠償額 199,374円（3台分の合計）

2 条例の改正 1件

□議第52号 野洲市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律が平成23年4月28日に可決、成立したことに伴い、所要の改正を行う。

①第1条 市町村における基本構想の策定の義務規定が削除されたため、引用箇所を削除する。

②施行日 地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

3 その他 1 件

□議第 53 号 区域外路線の認定の承諾について

篠原駅周辺都市基盤整備事業に伴い、近江八幡市から（仮称）市道篠原駅南口停車場線整備に係る路線認定の承諾依頼があったので、道路法第 8 条第 3 項の規定により承諾するに当たり、同条第 4 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

○路線の場所 野洲市入町字新田 9 0 4 番の一部 他